

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成30年 8月10日
【会社名】	株式会社サカイ引越センター
【英訳名】	Sakai Moving Service Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 哲康
【本店の所在の場所】	堺市堺区石津北町56番地
【電話番号】	072-244-1174
【事務連絡者氏名】	取締役経理本部長 真鍋 彰郭
【最寄りの連絡場所】	堺市堺区石津北町56番地
【電話番号】	072-244-1174
【事務連絡者氏名】	取締役経理本部長 真鍋 彰郭
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 477,393,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年8月10日に四半期報告書(第42期第1四半期(自平成30年4月1日 至平成30年6月30日))及び有価証券報告書の訂正報告書を近畿財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成30年7月3日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書及び有価証券報告書の訂正報告書を参照書類に追加し、参照書類の補完情報を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第三部 参照情報
 - 第1 参照書類
 - 第2 参照書類の補完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第41期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) 平成30年6月18日近畿財務局長に提出

2【四半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月20日に近畿財務局長に提出

(訂正後)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第41期(自平成29年4月1日 至平成30年3月31日) 平成30年6月18日近畿財務局長に提出

2【四半期報告書】

事業年度 第42期第1四半期(自平成30年4月1日 至平成30年6月30日) 平成30年8月10日近畿財務局長に提出

3【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月20日に近畿財務局長に提出

4【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を平成30年8月10日に近畿財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月3日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成30年7月3日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

(訂正後)

参照書類としての有価証券報告書及び有価証券報告書の訂正報告書並びに四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年8月10日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年8月10日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。